

議案第 6 4 号

松阪市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

松阪市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年松阪市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 5 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松阪市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年松阪市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「433 円」を「333 円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 333 円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367 円」を「300 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満 15 歳」を「15 歳」に、「満 22 歳」を「22 歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松阪市消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）第 5 条第 3 項の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、傷害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の松阪市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 3 項の規定に基づき、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日ま

での間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。